

国土建推第46号
平成27年12月1日

一般社団法人日本グラウト協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局長



下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について

標記について、従来より元請建設企業に対する指導方お願いしているところである。

今後、資金需要の増大が予想される冬期を控え、とりわけ経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請建設企業に対する適正な代金支払等の確保について、その経営の安定・健全性を確保するため特段の配慮が必要である。

加えて、昨年6月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号。以下「品確法」という。）においても、基本理念として、下請契約を含む請負契約を適正な額の請負代金で締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払うとともに、従事する者の賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が改善されるように配慮されなければならないことが位置づけられ（第3条第10項）、さらに、適正な額の請負代金での下請契約の締結、技術者・技能労働者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善が受注者の責務として規定された（第8条）ところである。

国土交通省においては、平成3年に策定した「建設産業における生産システム合理化指針」（以下「指針」という。）に基づき、適正な契約の締結及び代金支払の適正化等について指導を行うとともに、下請取引に係る調査結果等に基づき、法令違反のおそれがある建設企業に対して立入検査を行い、見積りや契約の方法、支払期日、手形払と現金払の比率、手形期間等、元請下請関係の適正化に向けた指導を行ってきた。

また、平成19年から「建設業法令遵守推進本部」の設置による指導監督体制の強化、建設業法令遵守のための情報収集を目的とした「駆け込みホットライン」の開設、建設企業が守るべき下請取引上のルールを示した「建設業法令遵守ガイドラインー元請負人と下請負人の関係に係る留意点ー」（以下「ガイドライン」という。）の策定、建設業の取引におけるトラブルの迅速な解決を目的として弁護士等が適切なアドバイス等を行う「建設業

取引適正化センター」の設置、建設業の取引適正化に関し集中的に取り組むための「建設業取引適正化推進月間」の実施等、元請下請関係の適正化のより一層の推進に努めている。

平行して、公共工事設計労務単価については、最近の技能労働者の賃金水準の上昇傾向を踏まえ、平成25年4月、平成26年2月に引き続き、本年2月にも引き上げを行ったところである。

さらに、平成24年度から社会保険等未加入対策として、建設業許可・経営事項審査時における加入状況の確認・指導を行うとともに、国土交通省直轄工事においても、昨年8月以降に、元請建設業者及び下請代金の総額が3千万円以上の工事における一次下請建設業者を社会保険等加入企業に限定し、さらに本年8月以降は下請代金額の制限を撤廃するなど更なる保険加入の推進・支援に努めている。

このように、建設業の取引の適正化の推進、建設労働者の就労環境の改善と適正な競争環境の整備に努めてきた。しかしながら、元請下請間において赤伝処理等による一方的な代金の差し引き、指値発注による不適切な下請取引、追加・変更契約の締結拒否、下請負人の責に依らないやり直し工事の強制、正当な理由がない長期間にわたる支払保留等、下請負人へのしわ寄せが依然として存在するとの指摘がなされているところである。

また、工事の施工に伴う公衆災害や労働災害を防止することはもとより、国民や発注者に対して建設生産物の安全性や品質を確保するため、建設工事を適正に実施することは建設企業の基本的責務であり、従来からその徹底に努めてきた。しかしながら、近年、不適切な施工や安全管理の不徹底に起因する工事現場における事故の発生が見受けられ、建設業における労働災害も長期的には減少してきているものの、ここ数年は増減を繰り返していることから、施工管理のより一層の徹底が求められている。国土交通省では、昨年10月にガイドラインを改訂し、見積・契約時における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化を図ることとしたところである。以上を踏まえ、貴団体傘下建設企業に対し、関係法令や指針及びガイドライン等を遵守するほか、下記事項に十分留意し、下請契約における請負代金の設定及び適切な代金の支払い等元請下請取引の適正化並びに施工管理のより一層の徹底に努められるよう、会議や講習会の開催などにより現場事務所に至るまで指導されたい。

記

1. 見積りについて

下請代金の設定については、施工責任範囲、施工条件等を反映した合理的なものとするため、書面による見積依頼及び建設業法施行令第6条で定める見積期間の設定、明確な経費内訳による見積書の提出、それらを踏まえた双方の協議等の適正な手順を徹底すること。また、工事現場における工程管理や品質管理及び安全管理等の施工管理が適切に行われるよう、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化するとともに、必要な経費に十分留意すること。また、適切な水準の賃金等に加えて、一般管理費等の必要な諸経費を適切に考慮すること。なお、材料費等については、市場価格

を参考に適切な価格設定となるよう十分留意すること。

あわせて、下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合の留意事項について別途通知したので、その内容についても、周知徹底を図ること。

なお、工事見積条件の明確化については、建設生産システム合理化推進協議会において「施工条件・範囲リスト」（標準モデル）の内容の普及促進について申合せ（平成19年3月）がなされているので、当該申合せの主旨の周知徹底を図り、契約の適正化に努めること。

2. 標準見積書等の法定福利費の内訳明示された見積書の提出・尊重による社会保険等への加入徹底について

建設産業の労働環境の改善及び技能労働者の処遇改善に向け、平成25年9月より、社会保険等への加入に必要な法定福利費を確保するため、専門工事業団体が作成した標準見積書の活用等による法定福利費を内訳明示した見積書の一斉提出を開始している。

また、平成27年4月には「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の改訂を行ったところであり、元請負人においては、下請負人との契約に当たって、法定福利費が内訳明示された見積書の提出を見積条件に明示するとともに（下請負人が再下請負に出す場合も同様）、提出された見積書を尊重すること。下請負人においては、法定福利費の内訳を明示した見積書を元請負人に対して提出し、算定根拠の適切な説明等を通じて法定福利費を確保し、自社及び外注先の技能労働者を必要な保険に加入させること。

3. 契約について

建設工事の契約の締結については、建設業法第19条に基づき、当該建設工事の着工前の書面による契約を徹底すること。建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容による契約書を用いて、具体的な工事内容、適正な請負代金及び支払方法、着工及び完工の時期、設計変更・工期の変更・請負代金の変更に関する定め等を明示すること。

特に、請負代金の出来高払を行うに当たり、下請代金の支払時に建設廃棄物等の処理費用や一方的に提供・貸与した安全衛生保護具等の労働災害防止対策に要する費用等を相殺する（いわゆる赤伝処理）場合には、当該事項の具体的内容を、請負契約の両当事者の対等な立場における合意に基づき、契約書面に明記すること。

また、請負代金を決定する際、下請負人と十分な協議をせず、又は下請負人の協議に応じることなく、元請負人が一方的に決めた請負代金の額を下請負人に提示し、その額で下請負人に契約を締結させる行為（いわゆる指値発注）を行うことがないように留意すること。

当初の契約どおり工事が進行せず、工事内容に変更が生じ、工期又は請負代金に変更が生じる場合には、双方の協議等の適正な手順により、変更工事の着工前に書面による契約をもってこれを変更すること。工事状況により追加・変更工事の全体数量等が直ちに確定できない場合には、元請負人は、①下請負人に追加・変更工事として施工を依頼

する工事の具体的な作業内容、②当該追加・変更工事が契約変更の対象になること及び契約変更等を行う時期並びに③追加・変更工事に係る契約単価の額を記載した書面を追加・変更工事の着手前に下請負人と取り交わすこととし、契約変更等の手続きについては、追加・変更工事等の全体数量等の内容が確定した時点で遅滞なく行うこと。

建設工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）の対象建設工事の場合は、分別解体等の方法、解体工事に要する費用並びに再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用について書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないことに留意すること。

4. 検査及び引渡しについて

元請負人は、下請負人から建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内で、できる限り短い期間内に検査を完了すること。

また、検査によって建設工事の完成を確認した後、下請負人からの申し出があったときは、特約がされている場合を除いて、直ちに当該建設工事の目的物の引渡しを受けること。

5. 下請代金の支払について

下請契約における代金の支払は、請求書提出締切日から支払日（手形の場合は手形振出日）までの期間をできる限り短くすること。また、元請負人が注文者から部分払（出来高払）や完成払を受けた時は、出来形に対して注文者から支払を受けた金額の割合に相応する下請代金を、当該支払を受けた日から一月以内で、できる限り短い期間内に支払わなければならないことにも留意すること。特に、特定建設業者においては、注文者から支払を受けたか否かにかかわらず、建設工事の完成を確認した後、下請負人が工事目的物の引渡しの申し出を行った日から起算して50日以内で、できる限り短い期間内に下請代金の支払を行うよう留意すること。

また、全ての元請負人は下請負人に対し、下請代金の支払をできる限り現金払により行うこと。現金払と手形払を併用する場合には、下請負人に対する支払条件を改善し、支払代金に占める現金の比率を高めることに留意すること。特に、労働者の雇用の安定を図る上で重要であることから、少なくとも労務費相当分を現金払とするよう支払条件を設定すること。

なお、前払金を受領した場合には、建設業法第24条の3第2項に基づき、下請負人に対して必要な費用を前払金として適正に支払うよう配慮すること。また、公共工事に係る前払金については、下請負人、資材業者等に対する前払金の適正かつ確実な支払を確保するため、保証事業会社と保証契約を締結した元請負人は、前払金支払時においては、下請負人、資材業者等の口座への直接振込の方法が基本とされていることを踏まえ、直接振込の実施の徹底を図ること。

下請代金の支払保留については、工事が完成し、元請負人の検査及び引渡しを終了した後、正当な理由なく長期間にわたり保留金として下請代金の一部を支払わないこと

がないよう留意すること。

手形期間については、120日以内で、できる限り短い期間とすること。特定建設業者については、下請契約における代金の支払を一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付してはならないことにも留意すること。また、ファクタリング方式を用いる際の決済期間についても同様に、できる限り短い期間に努めること。

6. 下請負人への配慮等について

中小企業をめぐる昨今の厳しい経営環境や、工事現場における適切な施工管理の必要性にかんがみ、元請負人は下請契約の締結に際し、法定福利費、建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額等の必要な諸経費を公共工事・民間工事を問わず適切に考慮するとともに、下請負人の資金繰りや雇用確保に十分配慮すること。特に、建設業退職金共済制度については公共工事のみならず、民間工事における普及に努めること。また、元請負人は、下請負人の倒産、資金繰りの悪化等により、下請契約における関係者に対し、建設工事の施工に係る請負代金、賃金の不払等、不測の損害を与えることのないよう十分配慮すること。特に、元請負人は、公共工事について中間前金払制度の導入が進んでいることを踏まえ、同制度の適用対象となっている工事については、同制度を積極的に活用することにより、下請負人への支払の適正化に配慮すること。さらに、公共工事等については、「下請セーフティネット債務保証事業」及び「地域建設業経営強化融資制度」を利用した資金調達も可能となっており、その活用による下請負人への支払の適正化に配慮すること。

なお、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、建設業法第24条の6において、下請負人が建設業法その他関係法令に違反しないよう指導に努めるものとされていることを踏まえ、下請負人が建設業法第19条、第24条の3、第24条の5等の規定及び労働基準法等の建設工事に従事する労働者の使用に関する法令のうち一定の規定等に違反しないよう指導に努めること。また、第41条第2項及び第3項の適用があることも踏まえ、下請契約の関係者保護に特に配慮すること。

7. 施工管理の徹底について

公衆災害や労働災害の防止及び建設生産物の安全性や品質を確保するため、見積・契約時における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化、適切な施工計画の作成、工事現場における施工体制の十分な確保、工事全体の工程管理や工事目的物・工事用資材等の品質管理及び工事現場における安全管理等の施工管理のより一層の徹底に努めること。

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、公共工事においては下請契約を締結したとき、民間工事においては下請契約の請負代金の額が3,000万円（建築一式工事は4,500万円）以上となるときは、契約書等の写しなど定められた書類を添付した施工体制台帳及び施工体系図の作成、工事現場ごとの備え置き等を義務づけられて

おり、これを徹底すること。また、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)において、公共工事の受注者は、施工体制台帳の写しを発注者に提出すること、施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げることとされているので、あわせて徹底すること。さらに、「施工体制台帳等活用マニュアルの改正について」(平成26年12月25日付国土建第203号)においても、現場の施工体制の確認のさらなる徹底が求められていることも踏まえ、より一層の下請契約の適正化に努めること。

なお、「建設業法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第55号)により、公共工事については、元請負人が下請契約を締結するときは、下請契約の請負代金の額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出することとされたところである。本改正部分については、平成27年4月1日より施行されているので、適切に対応すること。

また、建設工事の主任技術者の専任等に係る取扱いについては、「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」(平成26年2月3日付国土建第272号)に十分留意すること。

8. 技能労働者への適切な賃金の支払いについて

長年にわたる建設投資の大幅な減少に伴って、いわゆるダンピング受注が激化し、そのしわ寄せが労働者の賃金低下をもたらした結果、若年入職者が大きく減少するとともに、高齢化が著しく進展しており、このままでは熟練工から若手への技能承継がされないままに技能労働者が減少し、将来の建設産業の存続が危惧されるに至っている。

技能労働者への適切な賃金水準の確保は、建設産業全体の持続的な発展のため極めて重要な課題である。平成25年4月以降これまで3度にわたり公共工事設計労務単価を引き上げ、その都度、建設業団体あてに「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」を通知するとともに、国土交通大臣又は副大臣が建設業団体四団体に対して直接要請してきたところであり、各方面の努力の結果、賃金水準や建設業の担い手確保の状況には改善が見られるものの、未だ十分とは言えない状況である。各団体及び建設企業においては、発注者からの適切な価格での受注、適切な価格での下請契約の締結、適切な水準の賃金の支払いに関する下請負人や再下請負人への要請、重層下請構造の改善などの具体的な取組を展開し、現場を支える技能労働者の隅々まで適切な水準の賃金が支払われるよう努めること。

また、本年3月から「建設業フォローアップ相談ダイヤル」を開設しており、本年4月から本格運用が開始された品確法に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」(平成27年1月30日公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ)に関する情報や公共工事設計労務単価改訂後の請負契約に係る情報など建設業に関する様々な生の声を受け付けているので、当該相談窓口を活用されるとともに、貴団体傘下建設企業に対し、引き続きその周知に努めること。

9. 消費税の円滑かつ適正な転嫁について

平成26年4月1日の消費税率の引上げに関連して、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（平成25年法律第41号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）が施行され、これに伴い、国土交通省では、建設業における消費税の転嫁が円滑かつ適正に行われるよう、「消費税率の引上げに伴う消費税転嫁対策特別措置法及び建設業法の遵守について」（平成25年11月18日付国土建推第26号）、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の徹底について（重点要請）」（平成26年1月17日付国土建推第31号）及び「消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について」（平成26年4月1日付国土建推第1号）を通知したところであり、これらを踏まえ、元請負人と下請負人との間で交わされる下請契約等において、転嫁拒否等行為を行わないなど、適切な対応を行うこと。

なお、消費税の転嫁拒否等に関する政府共通の相談窓口である「消費税価格転嫁等総合相談センター」のほか、地方整備局等の「駆け込みホットライン」や都道府県建設業所管部局においても消費税の転嫁拒否等に関する相談を受け付けているので、当該窓口を活用されるとともに、貴団体傘下建設企業に対し、引き続きその周知に努めること。

10. 関係者への配慮について

資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備業者、運送事業者等に対しても、上記1から9までの事項に準じた配慮をすること。